

入 札 公 告（総合評価特別簡易型）

（第２工区）林道上地平瀬線開設工事の入札について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び新宮市契約規則（平成１７年新宮市規則４６号）第７条の規定に基づき公告する。

令和８年７月１４日

新宮市長 上 田 勝 之

１ 入札に付する工事の概要

- | | |
|--|---|
| （１）工事年度・工事番号 | 令和８年度 新財工第１８号 |
| （２）工事名 | （第２工区）林道上地平瀬線開設工事 |
| （３）工事場所 | 新宮市熊野川町赤木地内 |
| （４）工事概要 | 延長 65m
掘削工 3,675m ³
法面保護工 766.3m ²
残土処理工 3,000m ³ |
| （５）工期 | 契約日の翌日から令和９年３月３１日まで
２３８日間 |
| （６）予定価格 | 51,757,200 円 （10%税込み）
47,052,000 円 （税抜き） |
| （７）調査基準価格 | 46,755,500 円 （10%税込み）
42,505,000 円 （税抜き） |
| （８）施行形態 | 単体企業 |
| （９）本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。 | |
| （10）本工事は、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象工事である。 | |
| （11）本工事は、建設リサイクル法の対象工事である。 | |
| （12）支払条件 | 前払金 有
部分払 有 |
| （13）入札保証金 | 免除 |
| （14）契約の保証 | 要 |
| （15）議会の議決 | 無 |
| （16）工事費内訳書 | 要（新様式で作成すること） |

２ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件をみたしていること。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規程に該当しない者であること。
- （２）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条に基づく営業停止の処分を

受けていない者であること。

- (3) 新宮市が発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 建設業法に基づく**土木工事業**の許可を受けている者であること。
- (5) 新宮市に本店若しくは委任を受けた支社・支店等を有する者であること。
- (6) 新宮市が定めるランク基準により、**土木工事のAランク**であること。
- (7) 落札決定までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (8) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
- (9) 建設業法第26条及び第26条の2に規定する技術者を配置すること。
（下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となる場合は、監理技術者資格を有する者を配置すること。）
- (10) 入札告示日から入札日までの間に、新宮市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成17年新宮市告示第14号）に基づく指名停止を受けていないこと。
※なお、新宮市は指名停止期間中の登録業者による本工事の下請等を承認しないので承知のこと。
- (11) 入札告示日から入札日までの間に、新宮市が行う契約等から暴力団排除に関する事務取扱要綱（平成22年新宮市告示第81号）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

提出書類	※入札時	ア	入札書
		イ	誓約書
		ウ	工事費内訳書（新様式）
		エ	代理の場合 委任状
		オ	技術提案のうち提案様式1（申告点数表）（新様式） ※令和8年4月1日以降に入札公告する工事に関し 様式を変更しているため、新様式を使用すること。
		カ	※低入札調査価格を下回った価格で応札した際に、 低入札調査価格を受ける意思がある者のみ ①低入札価格調査意向確認書 ②低入札価格調査制度関係書類の各様式 ※入札係員の指示により入札書とは別に提出すること。）

※落札候補者 ア 技術提案のうち様式1（技術提案提出書）

に押印した代理人の印鑑と同一の印鑑を押印すること。

(オ) 低入札調査価格を下回った価格で応札した際に、低入札価格調査を受ける意思がある者は、低入札価格調査意向確認書及び**低入札価格調査制度関係資料の各様式**を作成し、入札書とは別に、入札書提出後に入札係員の指示により提出すること。なお、入札書とは同時に提出しないこと。

(カ) 様式1から3、各様式に添付する書類及び入札参加資格を確認するための書類は開札後に、落札候補者に提出を求めるものとする。なお、様式2については、該当しない場合でも、該当無き旨記載の上、提出すること。また、様式3については該当がない場合は提出不要とする。

イ 入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。

ウ 提出期間外に提出した入札書等は、理由の如何に関わらず受理しないものとする。

エ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

オ 入札書等の様式、総合評価及び低入札価格調査の関係書類は、新宮市ホームページ（事業者向け情報→入札・契約→工事に関する入札情報→提出書類の様式）に様式がありますので参照して下さい。

6 入札の無効について

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 本公告中2に規定する要件を満たさない者がした入札

(2) 入札者が1人の場合においてその者がした入札

ただし、再公告して行う入札については、この限りでない。

(3) 委任状を持参しない代理人がした入札

(4) 同一人が2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(5) 金額の記入がない入札書による入札

(6) 金額を訂正した入札書による入札

(7) 入札書の工事年度、工事番号、工事名、工事場所、住所、商号又は名称、氏名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札

(9) 工事費内訳書を提出しない者がした入札

(10) 明らかに談合その他不正な行為によってされたと認められる入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

7 入札の失格となる者

(1) 事前公表された予定価格を上回る価格による入札をした者

(2) 工事費内訳書及び提出を求める書類（入札公告において入札書と同時に提出することとされたものに限る。）を提出しなかった者

(3) 入札公告において指定された期限までに提出を求める書類及び特に提出を指示す

る書類がある場合はその書類を提出しなかった者

- (4) 低入札価格調査制度を設定した工事で、低入札調査事務要領による低入札価格調査において、意向確認設定案件であるにもかかわらず入札書の提出時に低入札価格調査を受ける意思がある旨を記載した意向確認書を提出しなかった者、**低入札価格調査制度関係資料の各様式**を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者

- (5) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において示した入札条件に違反して行った者

8 再度入札について

開札の結果、全ての入札金額が低入札調査価格を下回る価格となり、入札参加者全員に低入札価格調査意向確認書の提出がない場合には、調査を実施することなく全者失格とし、直ちに出席者をもって再度入札を執行する。この場合、公開くじ引（ランダム係数の抽選）も再度実施する。

※再度入札は、その場で引き続き行うため、予備の入札書を準備しておくこと。入札執行者において、入札書は準備しない。（入札執行回数は3回までとする。）

※予備の入札書の準備がなく再度入札に参加しない場合は、再度入札辞退とする。

また、途中退席した者も再度入札辞退とする。

9 低入札調査価格に関する事項

本工事は、**厳格な低入札価格調査の対象工事**である。

低入札価格調査制度に伴う低入札調査価格未満の入札をした者がある場合は、落札候補者の決定を保留し当該入札価格での契約の内容に適合した履行ができるかどうかについて、**過去1年以内の取引実績等に基づき見積が行われているか等の厳格な調査を実施する。**

10 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を与える。加算点の最高点数は4点とする。

イ 標準点は100点とする。

ウ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(2) 評価項目

ア 配置予定技術者の能力

①主任（監理）技術者の保有する資格

②継続教育（CPD）の取組状況

イ 地域貢献等

③本店の有無

④災害時の協定締結

⑤過去1年間の指名停止の有無

(3) 評価項目の詳細は、技術提案作成要領による。

(4) 技術提案に記載のない場合、また適正と認められない場合は失格とすることがある。

11 開札等に関する事項

(1) 落札予定について

落札予定日 令和8年8月5日(水)

- (2) 公表方法 落札・入札結果の公表については、新宮市ホームページ及び総務部財政課において閲覧により公表するものとする。

1.2 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格(税抜き)の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、本公告中10(1)に示した計算によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、本公告中7に示した者は除くものとする。

入札執行者は、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

1.3 契約書の作成及び契約の締結時期

- (1) 落札者の決定後7日以内に契約を締結しなければならない。

- (2) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 本公告中2に掲げる資格の内、(1)又は(6)のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

イ 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。

ウ 暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けたとき。

エ 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

- (3) 前項の規程により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

1.4 留意事項

- (1) 入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した場合は入札を取り止めることとする。

- (2) 入札までの間に天災地変等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。

- (3) 申請書等に虚偽の記載をした者は、新宮市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (4) 工事費内訳書について、新様式で作成及び提出すること。新様式は、市ホームページに掲載している。

- (5) 技術提案のうち提案様式1(申告点数表)について、新様式で作成及び提出すること。新様式は、市ホームページに掲載している。

1.5 その他

- (1) 入札書等及び提出書類の作成に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、入札執行後も返却しない。

- (3) 入札参加者が提出した書類を、当該入札参加者に無断で使用しない。